

豊田市テナント店舗等木質化モデル創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市テナント店舗等木質化モデル創出事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域材 市内で伐採され、豊田市産であることを木材認証制度等に基づく証明がされた木材のことをいう。
- (2) 木質化 店舗等の内装、外装、建具及び什器等に地域材が使用されることをいう。
- (3) 店舗等 直接顧客と対面することにより商売を行っている小売業、サービス業及び飲食業等の施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する許可を受け又は届出を行って営業する施設を除く。）
- (4) テナント事業者 建築物の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき、店舗等として使用して事業活動を行う者をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 豊田市テナント店舗等木質化モデル創出事業補助金（以下「補助金」という。）は、市内の店舗等の木質化に係る経費の一部を補助することにより、木質化されたモデル店舗を創出し、市がこれを情報発信していくことで、市内における地域材の活用を促進し、市内の森林整備の推進による健全な森づくりの実現に資することを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に新たに店舗等を開設又は既存店舗等を改修するテナント事業者若しくは物件所有者で、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 暴力団（豊田市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び同条第3号に規定する暴力団員と関係がある者
- (3) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象店舗等)

第5条 補助対象となる店舗等（以下「補助対象店舗等」という。）は、次に掲げる要件を満たす店舗等とする。

- (1) 利用者が原則として制限されていないこと。
- (2) 地域材が目立つ形で使用されていること。
- (3) 立地や用途等から市民等への情報発信が期待できること。
- (4) 市、県、国等による木材の活用に関する他の補助金等を受けていないこと。
- (5) 地域材を利用した旨を看板等で明示するなど、積極的に地域材の利用促進PRに努めること。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域材を使用した木質化のために必要な工事費及び木製什器等の購入、組立て、設置並びに運搬に係る経費とする。

2 前項に規定する補助対象経費には、消費税相当額は含まないものとする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、1 補助対象店舗当たり補助対象経費の2分の1以内とし、上限250万円とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 市長は、前項の補助金について予算の範囲内で交付する。

(補助金の事前申請)

第8条 補助対象者は、補助対象店舗等の工事の着手等の前に豊田市テナント店舗等木質化モデル創出事業補助金事前申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出(以下「事前申請」という。)しなければならない。

- (1) 補助対象者が建物又はその一部を使用していることが確認できる書類
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し(補助対象経費となる部分が明確となる内訳書を含む。)
- (3) 補助対象店舗の工事完了後の店舗イメージがわかるもの(工事を伴う場合に限る。)
- (4) 地域材の使用予定箇所及び使用予定方法がわかるもの
- (5) 地域材の使用予定量の積算根拠がわかるもの

2 補助金の交付の申請をしようとする者が法人又は団体であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 役員(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等(役員等を置かない場合は、その団体の構成員とする。)をいう。)の氏名、役職名、住所及び生年月日が記載された書類

(事前申請の審査)

第9条 市長は、前条の規定による事前申請があったときは、速やかに審査し、事前申請審査通知書(様式第2号)を送付するものとする。

2 前項の事前申請審査通知書は、補助金の交付を約束するものではない。

(事前申請の変更等)

第10条 補助対象者は、第8条の規定による事前申請の内容の変更又は取下げをするときは、豊田市テナント店舗等木質化モデル創出事業補助金事前申請変更・取下げ届出書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第11条 補助対象者は、事業完了後速やかに豊田市テナント店舗等木質化モデル創出事業補助金交付申請兼実績報告書(様式第4号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市町村税の納税証明書(完納証明書)
- (2) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- (3) 地域材の使用箇所及び使用方法がわかるもの
- (4) 地域材の使用量の積算根拠がわかるもの
- (5) 地域材の証明が確認できるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付申請をすることができない。

- (1) 偽りその他不正な手段により事前申請を行なった者

- (2) 事前申請と異なる内容を行なった者
- (3) 事前申請の日から1年以内に補助金の交付申請をしなかった者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の交付をすることが適当でないと判断した者
(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付決定及び交付額を確定するものとし、豊田市テナント店舗等木質化モデル創出事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条に規定する通知の後、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、豊田市が定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。ただし、市長が補助金の返還をさせることが適当でないと認めるときは、この限りではない。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 第4条に規定する補助対象者でなくなったとき又は第5条に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (6) 補助対象店舗の開設から3年の間に補助対象経費とした地域材を除却したとき。
- (7) その他補助金の運用を不相当と認めるとき。

(事業の普及・啓発)

第15条 交付決定者は、補助対象店舗等において見学会の開催、その他の市が実施する地域材の普及・啓発等に協力するよう努めなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。